

# 山梨県における温泉法の 施行状況について

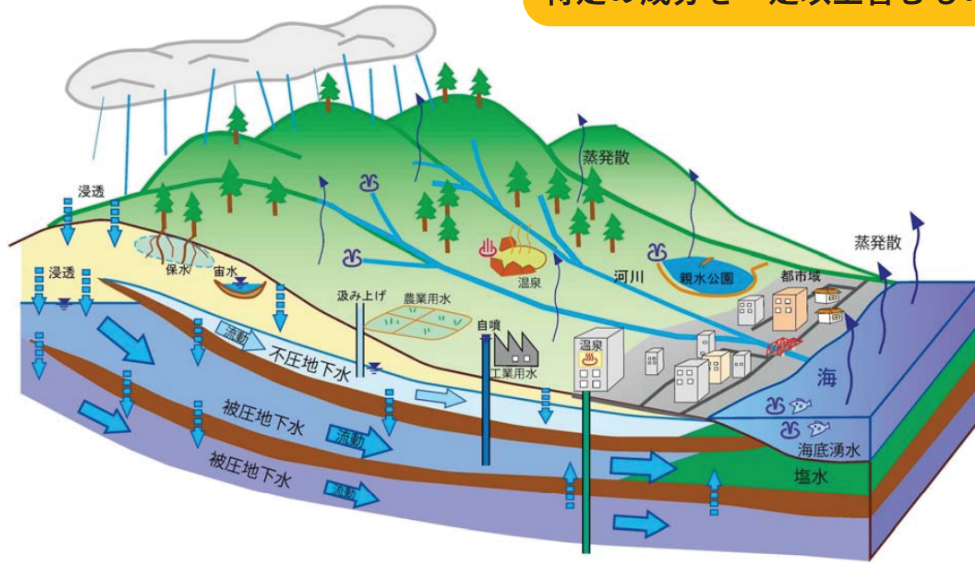
令和元年8月8日

山梨県森林環境部大気水質保全課

# 温泉と地下水

## 温泉

温度が25℃以上 又は  
特定の成分を一定以上含むもの



出典：「都市における地下水利用の基本的考え方（地下水と上手につき合うために）」  
（平成19年12月6日 西垣 誠 監修・共生型地下水技術活用研究会 編）に一部加筆

図2-1 水循環の模式図

出典：湧水保全・復活ガイドライン 平成22年3月 環境省 水・大気環境局 土壌環境課 地下水・地盤環境室  
<https://www.env.go.jp/water/yusui/guideline/full.pdf> 3

# 温泉とは

## 【定義】

温泉は、昭和23年に制定された「温泉法」により、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するもの。

## 温泉法

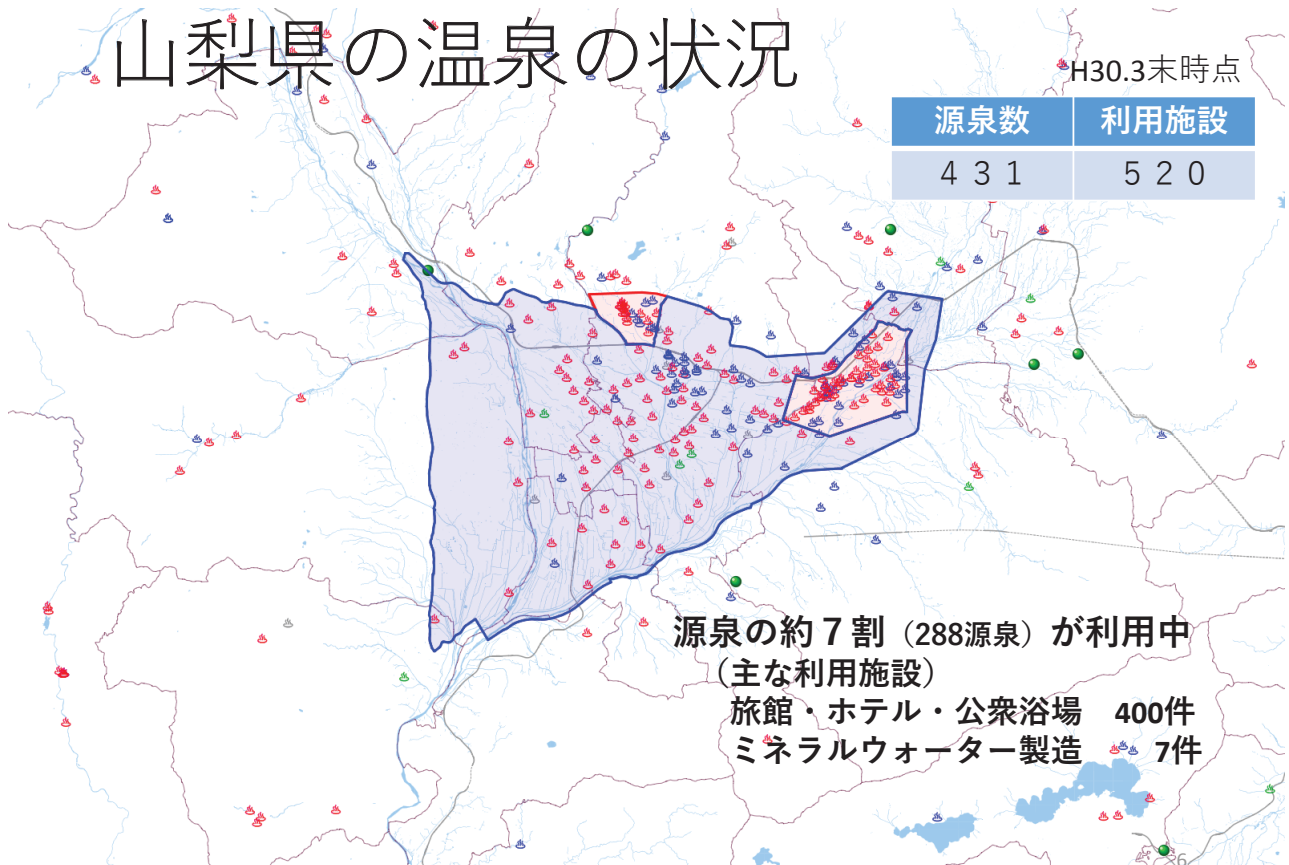
温泉の保護、適正利用により、公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、温泉の掘削、動力装置の設置、温泉の利用（浴用）等を許可制としている。

出典：環境省HP <https://www.env.go.jp/nature/onsen/point/>

# 別表

温度、総量、18物質の濃度			
①温度（温泉源から採取されるとき温度）	25℃以上		
②物質（以下に掲げるもののうち、いずれか一つ）			
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量1,000mg以上		
遊離炭酸（CO <sub>2</sub> ）	250mg以上	フッ化物イオン（F <sup>-</sup> ）	2mg以上
リチウムイオン（Li <sup>+</sup> ）	1mg以上	ヒ酸水素イオン（HASO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> ）	1.3mg以上
ストロンチウムイオン（Sr <sup>2+</sup> ）	10mg以上	メタ亜硫酸（HASO <sub>2</sub> ）	1mg以上
バリウムイオン（Ba <sup>2+</sup> ）	5mg以上	総硫黄(S) [HS <sup>-</sup> + S <sub>2</sub> O <sub>3</sub> <sup>2-</sup> + H <sub>2</sub> S]	1mg以上
総鉄イオン（Fe <sup>2+</sup> , Fe <sup>3+</sup> ）	10mg以上	メタほう酸（HBO <sub>2</sub> ）	5mg以上
マンガン（Ⅱ）イオン（Mn <sup>2+</sup> ）	10mg以上	メタけい酸（H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> ）	50mg以上
水素イオン（H <sup>+</sup> ）	1mg以上	炭酸水素ナトリウム（NaHCO <sub>3</sub> ）	340mg以上
臭素イオン（Br <sup>-</sup> ）（臭化物イオン）	5mg以上	ラドン（Rn）	20 × 10 <sup>-10</sup> Ci以上
ヨウ化物イオン（I <sup>-</sup> ）	1mg以上	ラジウム塩（Raとして）	1億分の1mg以上

## 山梨県の温泉の状況



源泉数	利用施設
431	520

源泉の約7割（288源泉）が利用中  
 （主な利用施設）  
 旅館・ホテル・公衆浴場 400件  
 ミネラルウォーター製造 7件

# 温泉保護のための取り組み

## 1. 環境保全審議会温泉部会審議方針

温泉資源保護の観点から保護地域等を設定  
⇒源泉間距離、揚湯量等を制限

## 2. 温泉資源保護のため各種調査を実施

温泉資源調査	5年毎	全源泉
定時定点調査	毎年	特別保護地域21地点
温泉利用状況調査	毎年	全源泉、全利用施設

## 3. 立ち入り検査による行政指導

7

# 温泉保護のための取り組み ～環境保全審議会温泉部会審議方針～

## 目的

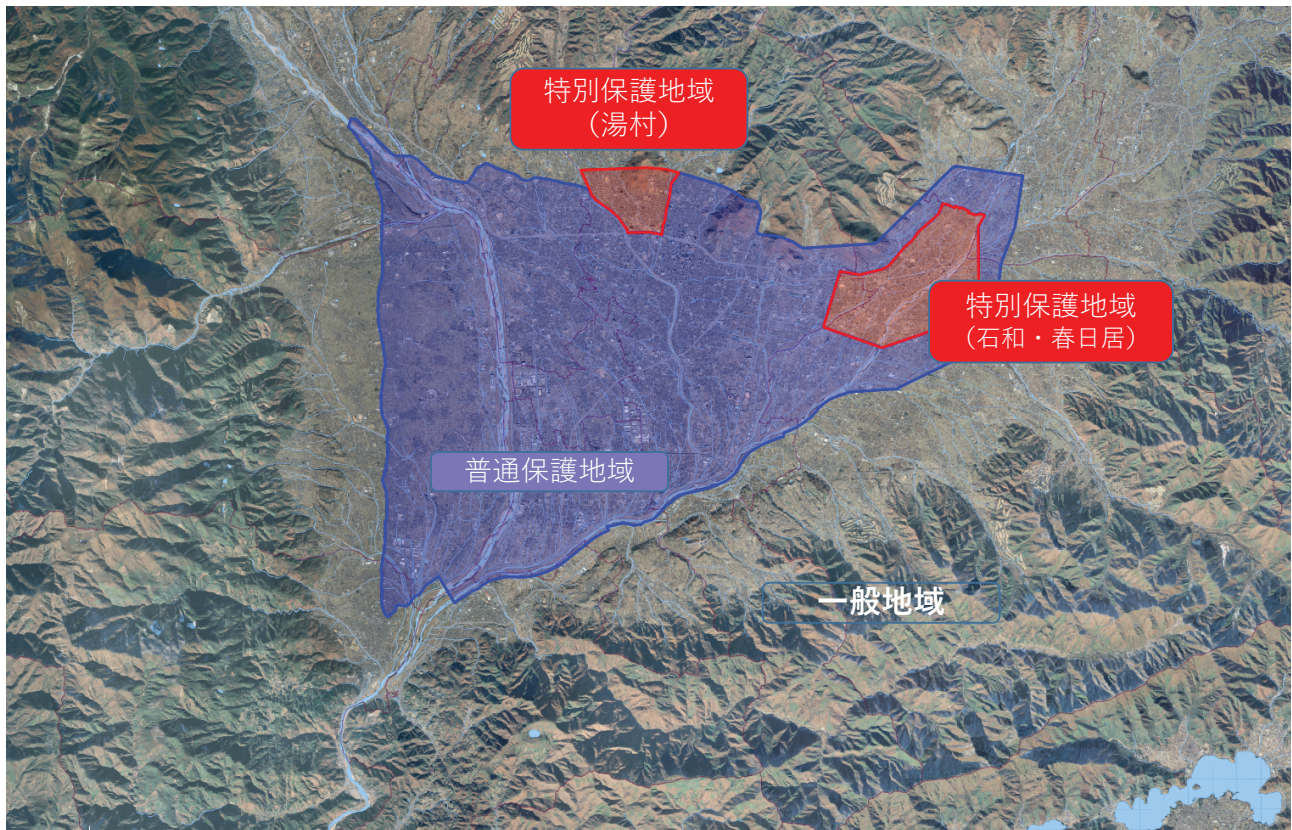
環境保全審議会温泉部会は、温泉のゆう出量の減少、温度の低下、成分の変化等の衰退減少を防止し、もって温泉の恒久的保護と適正な利用な推進を図るため知事の諮問について、次の方針により審議するものとする。

## 主な内容

1. 保護地域及び普通地域を指定し掘削を制限
2. 動力装置による揚湯量を200L/分以内に制限

詳細については別添資料参照

# 温泉保護地域



(C) INCREMENT P CORPORATION

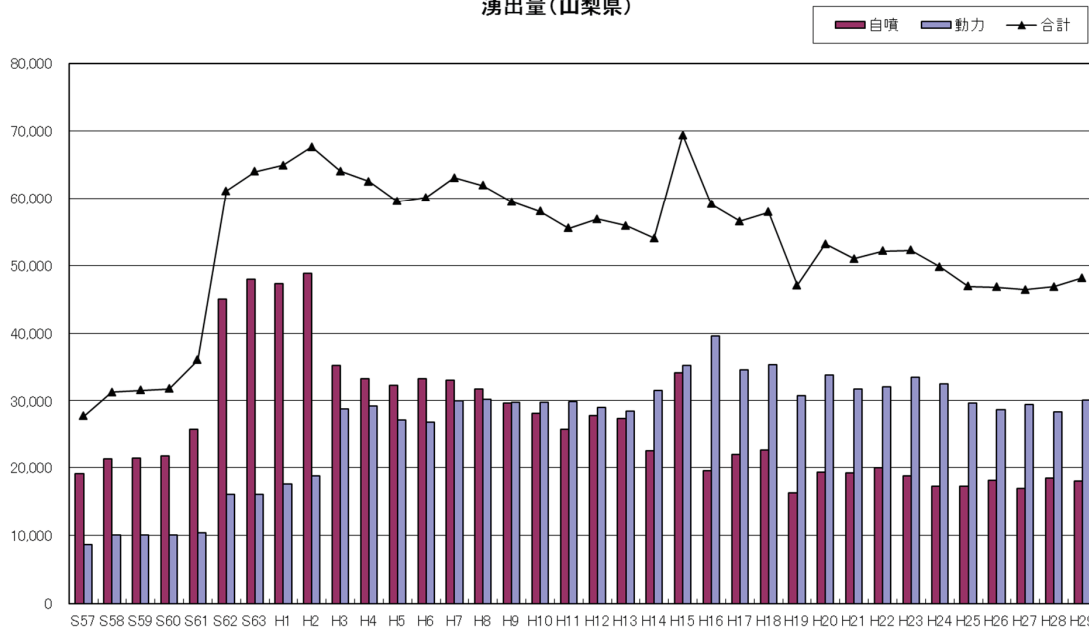
山梨県統合型IGSシステムにより作成

## 環境保全審議会温泉部会審議方針 保護地域等の概要

	特別保護地域	普通保護地域	一般地域
考え方	温泉の衰退が著しく、積極的に保護しなければならない地域	既存源泉との相互影響が予想され、源泉間に一定の距離をおくことが適当と認められる地域	特別保護地域及び普通保護地域を除く地域
地域	湯村温泉、石和・春日居温泉及びその周辺	甲府盆地 国道52号より西側 笛吹川より北側	その他の地域
新規掘削	×	○	○
源泉間距離 ・ 既存源泉	—	既存源泉から1,000m	既存源泉から600m
・ 特別保護地域境界	—	特別保護地域境界から1,000m以上	
代替掘削	×	○	○
動力上限	200L/分	200L/分	200L/分

# 温泉に関するデータ その1

湧出量(山梨県)



	総数	自噴	動力	未利用
源泉数	431件	110件	178件	143件
湧出量	48,120L/分	約17,974L/分	約30,146L/分	—

平成30年度温泉利用状況調査 11

# 温泉に関するデータ その2

～山梨県内の温泉地の源泉の状況～

温泉地	保護地域	源泉数	利用		未利用
			自噴	動力	
湯村	特別保護地域	14	0	11	3
増富ラジウム		14	9	1	4
春日居	特別保護地域	12	4	4	4
石和	特別保護地域	28	12	5	11
塩山		2	0	1	1
下部		9	8	1	0
河口湖		4	0	3	1
温泉地 計		83	33	26	24

平成30年度温泉利用状況調査

## 温泉保護対策に関する審議方針

環境保全審議会温泉部会は、温泉のゆう出量の減少、温度の低下、成分の変化等の衰退減少を防止し、もって温泉の恒久的保護と適正な利用な推進を図るため知事の諮問について、次の方針により審議するものとする。

### 1 特別保護地域

#### (1) 地域

温泉の衰退が著しく、積極的に保護しなければならない地域として、次の地域を特別保護地域とする。

- ・ 湯村温泉を中心とし、JR中央線より北2キロメートルの線、相川、JR中央線荒川左岸に囲まれた地域
- ・ 石和、春日居温泉を中心とし、笛吹市と山梨市の境界から桑戸橋・一宮橋・万年橋・向橋を経て三軒屋の標高263.3メートルの水準点を結ぶ線と国道140号に囲まれた地域

#### (2) 審議方針

新規掘削及び増掘は、認めない。

ただし、次の場合に限り周囲の状況を勘案して認めることができる。

- ・ 温泉資源を保護し、かつ効率的に揚湯するために、共同管理の必要から既存源泉を統合する場合
- ・ 公共団体が公共施設を設置することを目的として掘削する場合  
揚湯動力の設置、機種の変更及び増馬力については、個々に審議のうえ決定する

### 2 普通保護地域

#### (1) 地域

既存源泉との相互影響が予想され、源泉間に一定の距離をおくことが適当と認められる地域として、次の地域のうち、特別保護地域を除く地域を普通保護地域とする。

- ・ 北は、高倉川より東側についてはJR中央線北1キロメートルの線、同線から根津橋東詰を通り県道万力小屋敷線と県道山梨市停車場線の交差点までの直線、西側については荒川左岸堤防まではJR中央線北2キロメートルの線とし、荒川左岸堤防より西側については千松橋より県道甲府・敷島・葎崎線に沿い竜地を経て、甲斐市(竜王町)上町より国道20号を船山橋までとする。
- ・ 東は、県道万力小屋敷線根津橋と県道山梨市停車場線との交差点より重川橋、日川橋、四ノ橋を経て天川橋を結ぶ線。
- ・ 南は、天川橋より蛭見橋を結び、笛吹川左岸堤防をくだり、三郡東橋東詰から国道140号と国道52号の交差点(青柳追分)とを結ぶ線とする。
- ・ 西は、国道140号と国道52号の交差点(青柳追分)より国道52号に沿って小笠原、六科を経て船山橋までとする。

#### (2) 審議方針

新規掘削については、既存源泉(掘削許可を得ているものを含む)及び特別保護

地域境界から1,000メートル以上離れなければならない。

ただし、次の場合に限り、周囲の状況を勘案して認めることができる。

- ・ 温泉資源を保護し、かつ効率的に揚湯するために、共同管理の必要から既存源泉を統合する場合
- ・ 公共団体が公共施設を設置することを目的として掘削する場合  
増掘、揚湯動力の設置、機種の変更及び増馬力については、個々に審議のうえ決定する。

### 3 一般地域

#### (1) 地域

特別保護地域及び普通保護地域を除く地域を一般地域とする。

#### (2) 審議方針

新規掘削については、既存源泉（掘削許可を得ているものも含む）から600m以上及び特別保護地域境界から1,000メートル以上離れなければならない。ただし、次の場合に限り、周囲の状況を勘案して認めることができる。

- ・ 温泉資源を保護し、かつ効率的に揚湯するために共同管理の必要から既存源泉を統合する場合
- ・ 公共団体が公共施設を設置することを目的として掘削する場合

### 4 代替掘削

#### (1) 認める地域

普通保護地域及び一般地域とする。

#### (2) 審議方針

- ・ 代替掘削の新たな温泉掘削位置は、現有する源泉から半径10メートル以内とする。
- ・ 代替掘削の新たな温泉掘削の深度は1,500メートル以内とする。
- ・ 代替掘削にあたっては、新たな源泉が利用できるまで、現有する源泉を利用することができるものとする。
- ・ 新たな源泉の利用をはじめると時点で、現有する源泉は埋め戻すこととする。

### 附 則

この審議方針は平成19年1月25日から施行する。

---

#### 【指導基準】

動力を装置する場合 : 揚湯量は原則的に毎分200リットル以内  
(H8.1.23)

ゆう出路の深さ : 1,500m以内

揚湯管の口径 : 6.5cm以内